

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和 8 年 8 月 31 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）について、令和 8 年 5 月 26 日（火）から同年 6 月 25 日（木）まで御意見を募集したところ、25 件の御意見をいただき、うち 17 件は本件に関する御意見、残り 8 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方については、以下のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【濃度基準値の単位について】 検討会資料では単位が mg/m^3 として提案されていたものについて、ppm に単位を換算したものがあるのはなぜか。 また、検討会資料では単位が ppm として提案されていたものについて、 mg/m^3 に単位を換算したものがあるのはなぜか。	濃度基準値の単位については、対象物質の飽和蒸気圧等を考慮の上、令和 7 年度化学物質管理に係る専門家検討会（以下「専門家検討会」という。）報告書を踏まえて、ばく露しやすい状態を考慮して定めています。具体的には、「飽和蒸気圧濃度／濃度基準値」の値が 10 を超えるものについては ppm、それ以下のものについては mg/m^3 を単位としています。詳細は当該報告書（リンク： 001681085.pdf ）をご参照ください。
2	【フェンチオンについて】 検討会資料では「0.05 （単位： mg/m^3 ）（IFV）」との提案があったが、告示案	専門家検討会の資料では、空気中でガスとエアロゾル・ミストの両方の状態で存在し得る物質の濃度基準値案に（IFV）の記述を付しているものもあ

	においては「(IFV)」が削除された理由は何か。	りますが、濃度基準値そのものに影響を及ぼすものではなく、他の物質同様告示条文に記載すべきものではないため、本告示においては、一様に記載しないこととしています。 なお、そのような物質については、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号）別表1で※3において相補捕集（蒸気と粒子の両方の捕集）が必要と規定しています。
3	【1-クロロ-1,1-ジフルオロエタンについて】 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタンについて、8時間濃度基準値の設定根拠が乏しく、再考すべき。具体的には、8時間濃度基準値設定の根拠として2つの論文を引用されているものの、「有意な毒性は観察されず」、「毒性学的な影響に係る知見が得られていないが、濃度基準値が設定された他のフロン化合物との整合性を踏まえ」とされており、健康影響に関する不確実性が大きいことから、慎重かつ保守的な評価が必要と考える。	濃度基準値の検討に当たっては、特定の機関が提案する職業ばく露濃度や特定の文献等がそのまま採用されているものではなく、専門家検討会において、既存の各種情報を精査し、最も適切と思われる値を設定されています。本物質についても、その有害性を踏まえて濃度基準値を設定する必要性が検討会において指摘されており、他物質における考え方や他機関が提案するばく露濃度との整合等から1000ppmを設定することが妥当とされたところです。
4	【水酸化ナトリウム等について】 水酸化ナトリウム及び水酸化カリウムの濃度基準値について、以下の理由から、「（アルカリ性粉じんとして）」と前置きを入れるべき。 ・両物質は同じ作業場で同時に使用していることが多いこと ・空气中に拡散した状況で捕集・分析する場合、分析が煩雑かつ正確な測定が困難であること	濃度基準値に（〇〇として）と付されているものについては、当該物質（〇〇）の総量に対して基準を課しているという趣旨ではなく、採集・測定を当該物質単位で行うという趣旨であり、御指摘のような記載はできません。 なお、有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるものを二種類以上含有する場合には、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が

	・アルカリ性粉じんとして化学的な性質と有害性が類似しており、同時に使用する場合は個別の濃度基準値を遵守していても、総ばく露量が高くなるリスクがあること ・今後他の同種粉じんでは有害性が類似している化学物質が濃度基準値設定の対象物質に追加された場合、濃度基準値がまとまっていることで事業者の負担が少なくなること	定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号。以下「濃度基準告示」という。）第3号ニ（同号ホで準用する場合を含む。）で定められた相加式を活用してばく露管理を行うことが、当該規定により努力義務とされていることにご留意ください。
5	【水酸化ナトリウム等について】 水酸化ナトリウム及び水酸化カリウムの8時間濃度基準値について、引用している論文から読み取れるのは、以下の内容であり、設定の根拠が乏しいことから、濃度基準値を再考すべき。 ・Caustic mist のばく露に関するもので、水酸化ナトリウム及び水酸化カリウムを必ずしも対象としていない。 ・TWA を想定しておらず、各被験者は「最も高いピークばく露」で分類されている。 ・1mg/m³は臨界に近い値としては読めなくはないが、NOAELとして採用するにはばく露評価が粗い。	本物質については、主に Fritschl ら（2001）の調査結果を踏まえて濃度基準値案を導出していますが、根拠論文では「アルミナ及びボーキサイトによる影響は見られなかった」と結論づけられていることから、呼吸器刺激症状は水酸化ナトリウムの影響によるものと推定しています。 また専門家検討会では、濃度基準告示における8時間濃度基準値への適用及び NOAEL としての採用に係る妥当性について、サンプリングデザインを踏まえて評価されており、当該調査におけるばく露は適切に把握されていると判断されました。 以上を踏まえ、専門家検討会において導出に当たった論理構成上の矛盾はないと結論づけられたことから、この結果に基づき8時間濃度基準値を設定するものです。
6	【水酸化ナトリウム等について】 水酸化カリウムと水酸化ナトリウムの濃度基準値について、常温常圧（固体）で扱う際の吸入リスクは著しく低いと考える。短時間濃度基準値は設定不要ではないか。	常温常圧下においてもミストによるばく露等が考えられ、GHS 政府分類における皮膚腐食性／刺激性及び眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性の高さを考慮し、短時間濃度基準値を設定しています。

7	【タングステンについて】 検討会資料では、濃度基準値について「3（単位：mg/m³ 吸入性粒子）タングステンとして」とされていたが、「吸入性粒子であること」及び「タングステンとして」が削除されたのはなぜか。	「吸入性粒子」については、タングステン酸ナトリウムに係る専門家検討会資料（調査結果評価）についての御指摘と思われますが、タングステンに係る当該資料には記載がありません。 「タングステンとして」は、本物質の濃度基準値が、タングステンを含む化合物ではなく、タングステン単体としての濃度基準値を定めていることが明白であることから、本告示では削除しました。
8	【バリウムについて】 検討会資料では、濃度基準値について「1（単位：mg/m³）バリウムとして」との提案があったが、「バリウムとして」が削除された理由は何か。そもそも検討会資料でそのように付記されていた意味は何か。	「バリウムとして」は本物質の濃度基準値が、バリウムを含む化合物ではなく、バリウム単体としての濃度基準値を定めていることが明白であることから、本告示では削除しました。 専門家検討会資料のバリウムに係る初期調査結果評価においては、可溶性バリウム（化合物）に係る知見をもとに濃度基準値を算定したため、当該記述が付されたものです。
9	【りん酸亜鉛について】 検討会資料においては、食事からの摂取データによる全身毒性影響を推測し、りん酸亜鉛固有の有害性情報は得られていないとされていることから、濃度基準値を再考すべき。	本物質は、専門会検討会報告書に記載のとおり、日本人の食事摂取基準を参照しつつ、本物質が酸環境下でイオン解離することから、有害性の閾値が評価可能な亜鉛イオンによる全身毒性により評価しており、妥当なものと考えています。
10	【りん酸亜鉛について】 濃度基準値の単位が「亜鉛としてmg/m³」であることから、適用対象は空气中に存在する粉じんの吸入ばく露を想定したものと理解してよいか。	「亜鉛として」というのは採集・測定を当該物質単位で行うという趣旨で規定しているものであり、粉じんによるばく露のみを想定しているという趣旨ではありません。

※上記のほか、8件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。